

環境の保全のための意欲の増進 及び環境教育の推進に関する 基本方針に向けて

(社)日本ナショナル・トラスト協会
事務局長 関 健志

(環境教育推進法 第1条 目的)

1. 持続可能な社会のあり方と 目指すべき行動の提示



環境問題とは自然生態系の破壊

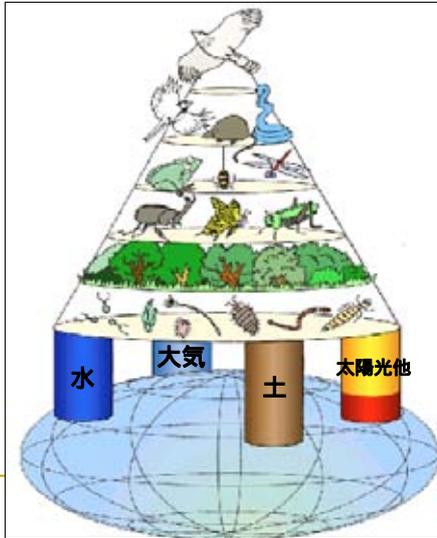
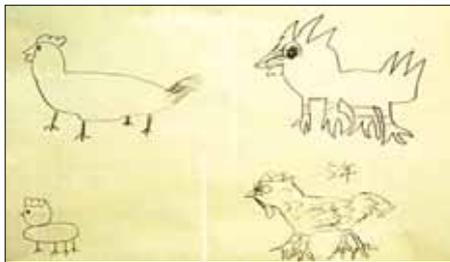
野生生物の
絶滅の問題
(生物多様性の喪失)

人間社会からの排
出物 (気体、液体、固体)
の問題

・野生の生きもの
がくらす土地の
確保
↓
・ビオトープ・ネット
ワークを踏まえた
まちづくり

・リサイクルより
リデュースの生
活への転換
↓
・地産地消など循
環型社会づくり

2. 「自然」に対する共通認識の促進 (生物多様性条約を踏まえて)



外来園芸種による花いっぱい活動



農業体験と環境教育



あやまった自然
環境保全/環境教
育活動例(その1)

他地域産の生きものの放流(放虫)活動



あやまった 自然環境保全/ 環境教育活動 例(その2)



北海道産

岩手産

千葉産

岐阜産

(環境教育推進法 第20条 土地等の提供)

環境教育の推進

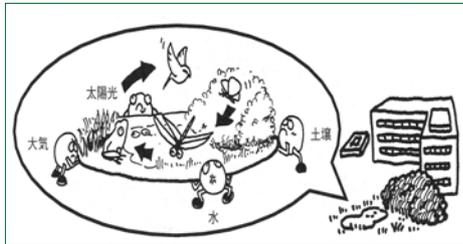
～人と人、人と自然の輪を育む場づくりに着目～

- 学校敷地の活用(事例:学校ビオトープ)
- 公共地の活用(事例:川の里親制度)
- 民間の土地の活用(事例:企業敷地の活用)

子どもたちの移動可能な距離内に

環境保全及び環境教育活動の場を！

学校ビオトープ ～人と生きものが共に生きる学校づくり～



学校ビオトープの評価観点

- 地域の野生生物の暮らしやすさ
- 子どもたちの主体性、積極性
- 学校、保護者や地域との連携
- さまざまな教科等での教材化
- 整備後の持続性や発展性

< (財)日本生態系協会 / 全国学校ビオトープ・コンクールより >

■ 主な効果(最近の傾向)

- ・子ども達が自然との共存を試み、自らの取り組みを評価する場となっている。
- ・子ども達に留まらず、保護者や地域住民の生涯学習の場となっている。

■ 主な課題

- ・学校ビオトープの画一化。
- ・誤った自然観に基づく取り組み。
例) 生物多様性の視点の欠如。
- ・持続性、発展性。

川の里親制度

■ 概要:

ドイツ・フライブルグ市で実施するプロジェクト。希望する団体、幼稚園、小中学校等が市と契約を結び、市が管理する河川で行政の代わりに、日々河川環境の調査や維持管理、普及活動等に取り組むもの。2年ごとに契約更新する。



■ 里親の内訳(2002年現在) :

・市内の幼稚園	4%
・学校 (市内学校の40%が参加)	37%
・町内会等	30%
・市民グループ	18%
・その他	11%



里親の主な活動

- 自然の状態および変化の記録
- 河川の水質調査と報告
- 水質浄化と岸の清掃
(但し、営巣時期および産卵時期を除く)
- 外来植物の除去、管理
- 植栽計画の作成、実施。あわせて植栽後の世話
- 野生生物の営巣場所や産卵場所の保全、創出
- 貴重動植物の保護対策の提案と実施
- 河川ビオトープの改善の提案と実施 等



■ 主な効果

- ・郷土の自然に対する責任感を育む。
- ・市民意識を育む。
- ・行政と市民との協働した取り組みの促進する。

■ 主な課題

- ・行政では、里親となった学校や団体にきめ細やかな支援が困難 ブリッジセクター(NPO)を設立し、対応。

企業敷地の活用

- 東証、大証、名証の上場企業 2,143社に対してアンケート調査 (回収率34%)

自然豊かな社有地の保率:27%
(約918,568ha 鹿児島県とほぼ同面積)。うち、環境教育の場として活用は37%。(但し、社員のみを対象とした活用も含む。)

環境教育の場として土地提供する企業の主なメリット

- ・社会貢献活動への貢献
- ・地域社会との連携強化
- ・社会的な評価の向上



工場敷地内にビオトープ創出



社有林を用いた観察会

企業敷地の活用の抱える課題

土地を開放、提供するデメリット（抜粋）

- 管理責任の負担
- 業務量の増大
- 維持管理のためのコスト

第20条にもとづく、自発的な提供の促進のためには、現在の企業(土地所有者)等が抱えている課題についての検討が必要

開放、提供しやすい条件（抜粋）

- 税的優遇措置を受けられる
- 提供するのみで直接的な運営には携わらない
- 多少でも利益が生まれる



かつて私たちの身近にあった雑木林や草地・湿地といった自然が、今なお次々に姿を消しており、自然とふれあう機会が少なくなっている。

土地税制

わが国においても、貴重な自然環境を守るための法規制(地区指定)があるが、土地に対する規制が多い反面、**税控除が少なく、地権者が指定を受けたがらない。**

NPO法人等

NPO法人の活動を促進する観点から、**認定NPO法人制度を創設**。しかし、この認定NPO法人の認定要件が、今なお厳しく、**全国でわずか24団体**(平成16年5月時点)にとどまるなど、全国のほとんどのNPOが継続的に活動を続けていくのに十分な税制措置を受けていない。

公園管理団体 緑地管理機構

自然公園や緑地保全地区については、それぞれ「公園管理団体」「緑地管理機構」といった指定制度を設け、NPOがこうした土地の管理をできる制度ができたが、**公園管理団体2団体、緑地管理機構3団体の指定にとどまっている。**

整理・分析・検証

← 第20条、22条の趣旨

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の推進